

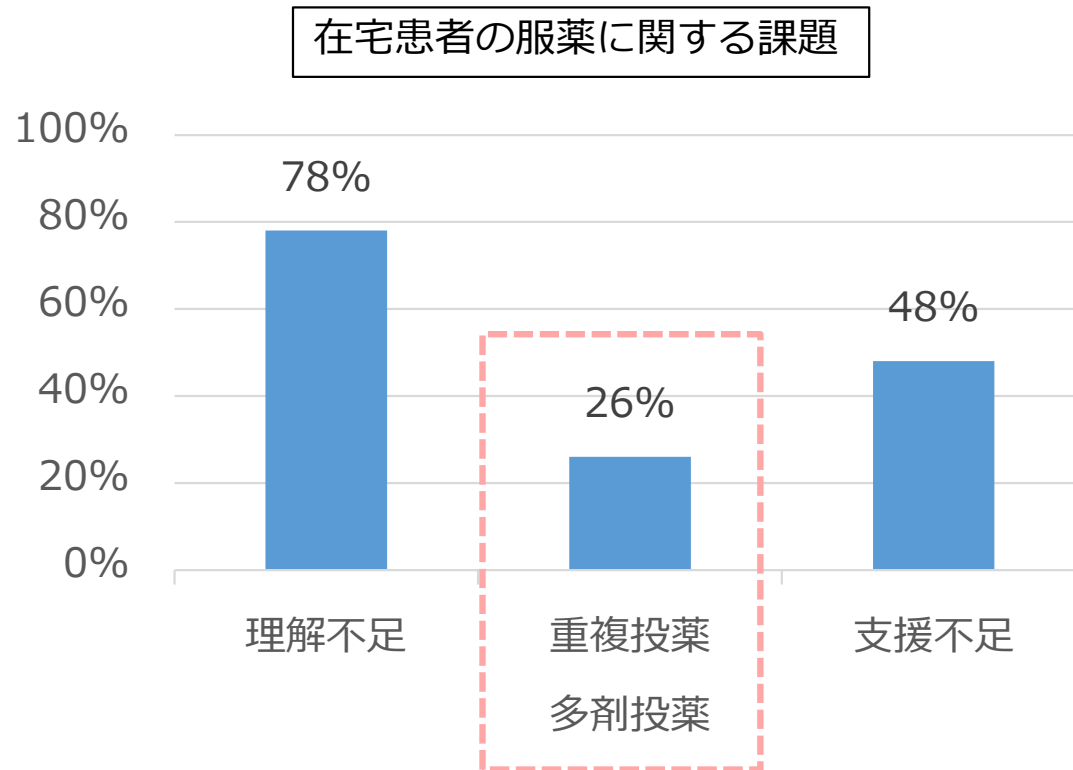
地域ぐるみで検討する 重複・多剤服薬の 是正に向けた支援

本日の内容

- ・在宅患者の服薬に関する課題
- ・医薬品の適正使用等の推進 ～重複・多剤服薬の是正～
- ・3段階の個別勧奨 ～薬剤師による服薬支援～
- ・市町村と連携した服薬指導事業

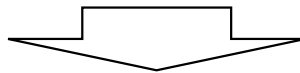
在宅患者の服薬に関する課題 ②

在宅服薬支援事業「高知家お薬プロジェクト」において、重複多剤投薬があることが確認された。



- 認知機能低下等による薬物治療内容の理解不足が見られる
 - 多科受診や飲み忘れ等による残薬がある
 - 自己判断で用法・用量を守っていない
- など

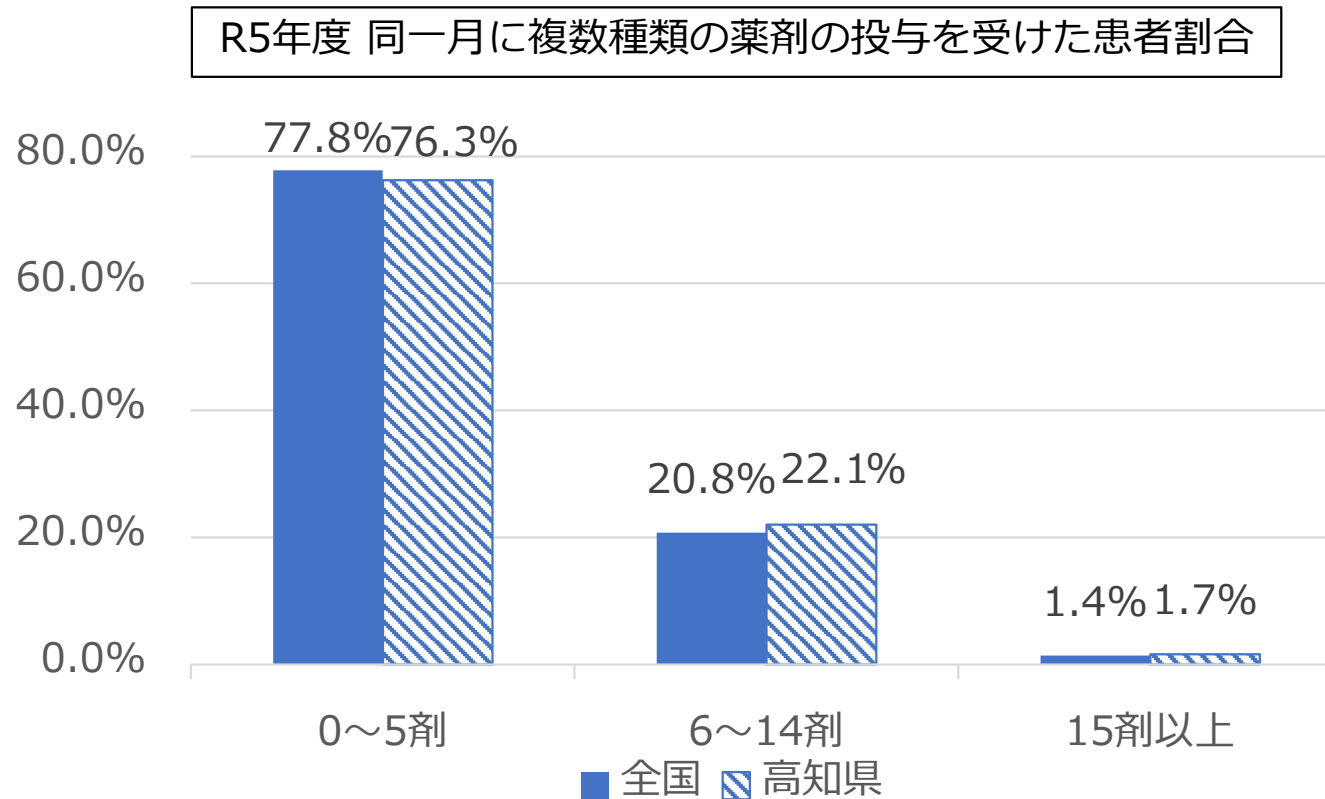
※出典：在宅服薬支援事業「高知家お薬プロジェクト」H31年度事例報告より



残薬や薬の飲み間違い等による患者QOLの低下

在宅患者の服薬に関する課題 ③

厚生労働省の「高齢者の医薬品適正使用の指針」により副作用の発生等が懸念される6剤以上の投薬を受けた患者が全国よりも多く、23.8%の患者が6剤以上の投薬を受けている。



※出典：第4期高知県医療費適正化計画
厚生労働省「医療費適正化計画関係データセット（2023年度診療分NDBデータ）」より



重複投薬・多剤投薬の改善に向けた取り組みが必要

医薬品の適正使用の推進 ～重複・多剤服薬の是正～

1
st
ス
テ
ー
ジ

3段階の個別勧奨

1. 保険者からお薬相談通知書（個別通知）を送付【国民健康保険・後期高齢者医療保険】
2. 服薬サポーターから電話連絡により薬局での相談を勧奨【国民健康保険】
3. 高知家健康づくり支援薬局等の薬剤師による服薬指導・支援

2
nd
ス
テ
ー
ジ

市町村と連携した服薬指導事業

1stステージでアプローチできない患者さんに対し、市町村と地域の薬剤師が連携し、服薬支援を行う。

取り組みによる効果

●薬物治療効果を高める

- ✓ 薬物治療内容の理解の促進
- ✓ 医薬品による副作用の防止
- ✓ 飲み忘れなどの防止による残薬の解消

●社会保障制度の持続可能性を高める

- ✓ 医療の質を落とさず自己負担額を軽減
- ✓ 医療費（薬剤費）の適正化
- ✓ 被保険者や事業者の保険料の負担軽減

目指す姿：生活の質（QOL）を高める

1st ステージ ① 保険者からお薬相談通知書（個別通知）を送付【国民健康保険・後期高齢者医療保険】

複数の医療機関から **6種類以上** の薬を処方されている被保険者※に「**お薬相談通知書**」を送付
※通知対象者抽出条件：「65歳以上」、「2 医療機関以上を受診」、「6 種類以上の医薬品を14日以上処方」
（入院レセプト、がん患者、精神疾患、4 カ月以内に送付した方は除外）

733-0834

0000000001

広島県広島市西区草津新町〇-〇-〇

サンプル 太郎 様

0120-512-909

受付時間 10:00～17:00（土日、祝日、年末年始は除きます）

〆サポートデスクは、（県）データライオンに委託しています。

令和6年4月

高知市保険医療課 給付係

〒780-8571

高知市本町5丁目1番45号

高知県健康政策部国民健康保険課

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

この『お知らせ』に関して、高知県健康政策部国民健康保険課の **電話サポートセンター** からお電話することがあります。

お薬相談通知書

この通知書は、複数の医療機関から6種類以上の薬を処方されている方へ健康リスクの軽減を目的にお送りしています。

最近、頭がぼーっとしたり、気力がわかないときがあるの…

あまり食欲がない…

思い当たることがあれば

それお薬の影響かも!?

痛い！ふらつて転倒しちゃった…

最近、物忘れが多いな…あれ？メガネどこに置いたかな？

「あ、これ私だ」と思ったら、すぐにかかりつけ薬局へ。
この通知書とお薬手帳を持ってかかりつけ薬局にいきましょう！
適切なお薬の量や飲み合わせ等について、かかりつけ薬剤師や主治医にご相談ください。 ※自己判断での減薬や中断は非常に危険です。
裏面にあなたのお薬情報を掲載しています。

この『お知らせ』の送付を今後希望しない方は、高知県健康政策部国民健康保険課（電話 088-823-9759）までご連絡ください。

（表面）

サンプル 太郎 様

あなたのお薬情報

記号・番号 9999-9999

種別 ご本人

令和5年12月時点の情報で通知書を作成しております。
この通知書は、複数の医療機関から6種類以上の薬を処方されている方へお送りしています。服用されている全ての薬剤を適切に処方・服用していただくことをお勧めしています。この通知書をかかりつけ薬剤師または主治医へお渡しください。

No	医療機関名	かかりつけ薬剤師	薬局名	薬剤師名	長期処方
1	AAクリニック		D薬局		11 5
2	BBクリニック		E薬局		7 5
3	CC病院		<院内処方>		1 1
4	CC病院		<院内投与>		7 0
合 計					26 11

No

欄の番号は、上記記載の受診した医療機関の「No」欄の番号です。

「同」欄の「○」

記載は形質が重複する同一成分または類似薬であることを示しています。

「GE」欄の「○」

記載は後発品（ジェネリック医薬品）が存在する先発品であることを示しています。

下記の欄で、多量に処方がある場合は「残薬」欄に「○」を付けて、可視化を図ることをお勧めしています。

No	品名	数量	回数・日数	剤型	開始日	同	GE	残薬
1	サインバルタカプセル20mg	2 カプセル	18	内服	12月22日		○	
	スピロラクトン錠25mg「トーフ」	2 錠	18	内服	12月22日			
	フロセミド錠20mg「NP」	2 錠	18	内服	12月22日			
	アゾセミド錠60mg「JG」	1 錠	9	内服	12月22日			
	ミヤBM錠	3 錠	18	内服	12月22日			
	ネキシウムカプセル20mg	1 カプセル	18	内服	12月22日		○	
	プリンペラン注射液10mg 0.5%2mL	10 管	1	注射	12月22日		○	
	リノロサル注射液4mg(0.4%)	10 管	1	注射	12月22日			
	ソルデム3A輸液 500mL	6 袋	1	注射	12月22日			
	ヘパリンNaロック10U/mLシリンジオートカ10mL 100U	10 筒	1	注射	12月22日			
	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3%「ニットー」	50 g	1	外用	12月22日			
2	サインバルタカプセル20mg	2 カプセル	14	内服	12月7日		○	
	スピロラクトン錠25mg「トーフ」	2 錠	14	内服	12月7日			
	フロセミド錠20mg「武田テバ」	2 錠	14	内服	12月7日			
	アゾセミド錠60mg「JG」	1 錠	6	内服	12月7日			
	ミヤBM錠	3 錠	14	内服	12月7日			
	ネキシウムカプセル20mg	1 カプセル	14	内服	12月7日		○	
	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3%「ニットー」	50 g	1	外用	12月7日			
3	エスワンタイホウ配合OD錠T25 25mg(テガフル相当量)	4 錠	28	内服	12月18日			
4	アロキン静注0.75mg 5mL	1 瓶	1	注射	12月18日		○	
	ソル・メドロール静注用500mg (溶解液付)	1 瓶	1	注射	12月18日			
	大塚生食注 50mL	2 瓶	1	注射	12月18日			
	生食注シリンジ「NP」 10mL	1 筒	1	注射	12月18日			
	ソルアセトF輸液 500mL	2 袋	1	注射	12月18日			
	ドセタキセル点滴静注20mg/1mL「ヤクルト」	3 瓶	1	注射	12月18日			
	シスプラチン点滴静注10mg「マルコ」 20mL	4 瓶	1	注射	12月18日			

（※）「残薬」欄の「○」は、（※）欄の記載に基づいて薬剤師にお知らせください。

※1 この通知書は、あなたに処方された過去4ヶ月の処方箋に基づいて作成していますが、医療機関・薬局の過去の処方データから集計しているため、実際に服用している薬剤と異なる場合があります。
※2 薬剤師が多い場合には、本通知書にすべての医療機関・薬局・薬剤師が記載されていない場合があります。
※3 転居したときには、転居前と後の医療機関・薬局が記載される場合があります。
※4 長期処方薬は、内服を合計14日以上継続されている薬剤が対象となります。
※5 0000000001

（裏面）

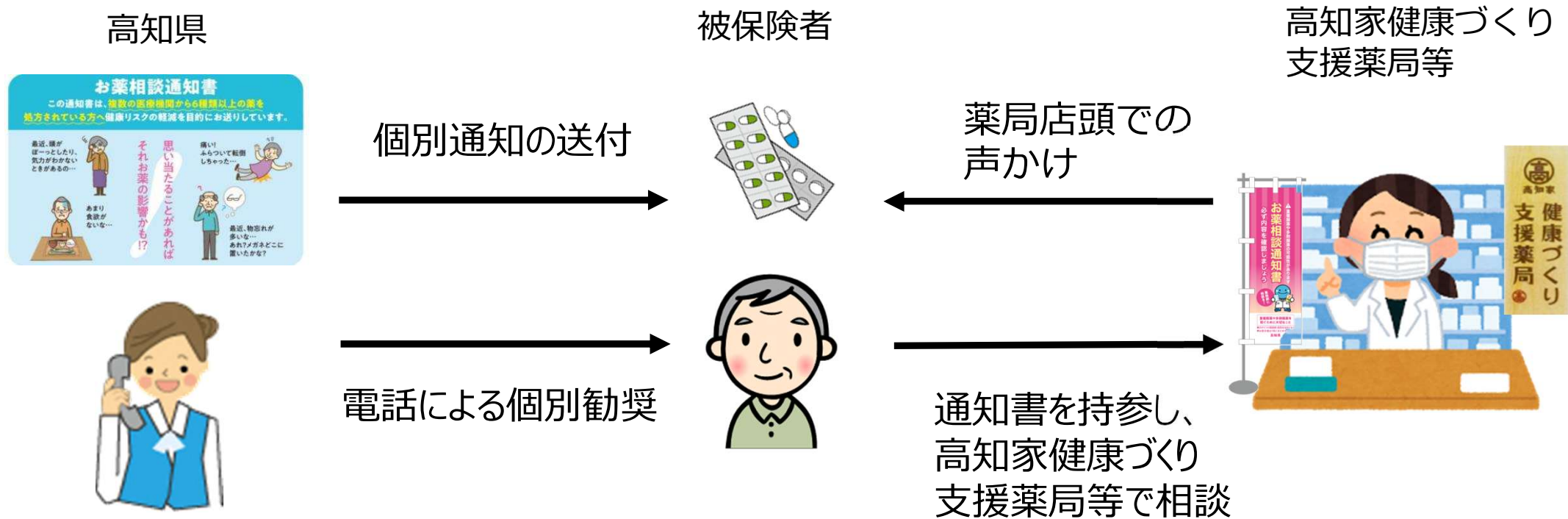
5

参考：「お薬相談通知書」通知件数（市町村別）

管轄	市町村	お薬相談通知書通知件数 (令和8年2月通知分)
高知市	高知市	244
安芸 福祉保健所	室戸市	18
	安芸市	23
	東洋町	2
	奈半利町	4
	田野町	4
	安田町	1
	北川村	1
	馬路村	1
	芸西村	1
中央東 福祉保健所	南国市	43
	香美市	34
	香南市	42
	大川村	1
	土佐町	0
	本山町	6
	大豊町	9

管轄	市町村	お薬相談通知書通知件数 (令和8年2月通知分)
中央西 福祉保健所	土佐市	28
	いの町	29
	仁淀川町	8
	佐川町	11
	越知町	11
	日高村	6
須崎 福祉保健所	須崎市	24
	中土佐町	8
	四万十町	28
	津野町	7
	梶原町	5
幡多 福祉保健所	四万十市	23
	土佐清水市	13
	宿毛市	25
	黒潮町	10
	大月町	6
	三原村	5

- ・ 電話番号が判明している被保険者へ**服薬サポーター**が電話により**薬局への相談**等を促す
- ・ 服薬サポーターが聞き取った内容は**市町村へ情報提供**
(市町村へのフィードバックについて同意がある対象者の情報に限る。)



○薬局や地域での服薬支援

- ・ お薬相談通知書の内容を確認し、患者や家族にアドバイス
(必要に応じて、医師やケアマネ、市町村に連絡し対応)
- ・ 重複・多剤服薬による健康被害等に関する正しい知識の普及
- ・ 服薬情報の一元的管理の徹底
(かかりつけ薬剤師・薬局、お薬手帳の1人1冊化の啓発、電子処方箋の普及 など)



○在宅患者等への服薬支援

- ・ 服薬に関する課題を把握し、生活環境に即した服薬方法等を提案
- ・ 医師、訪看、ケアマネ、ヘルパー等の多職種や家族と連携し、服薬の改善状況を把握

point!
保険者や多職種と連携し、(在宅)患者の生活環境に即した服薬支援を検討・実施

3 段階の個別勧奨で重複・多剤服薬を改善し、安心安全な薬物治療を確保！

1. 保険者からお薬相談通知書（個別通知）を送付【国民健康保険・後期高齢者医療保険】
2. 服薬サポーターから電話連絡により薬局での相談を勧奨【国民健康保険】
3. 高知家健康づくり支援薬局等の薬剤師による服薬指導・支援

■課題

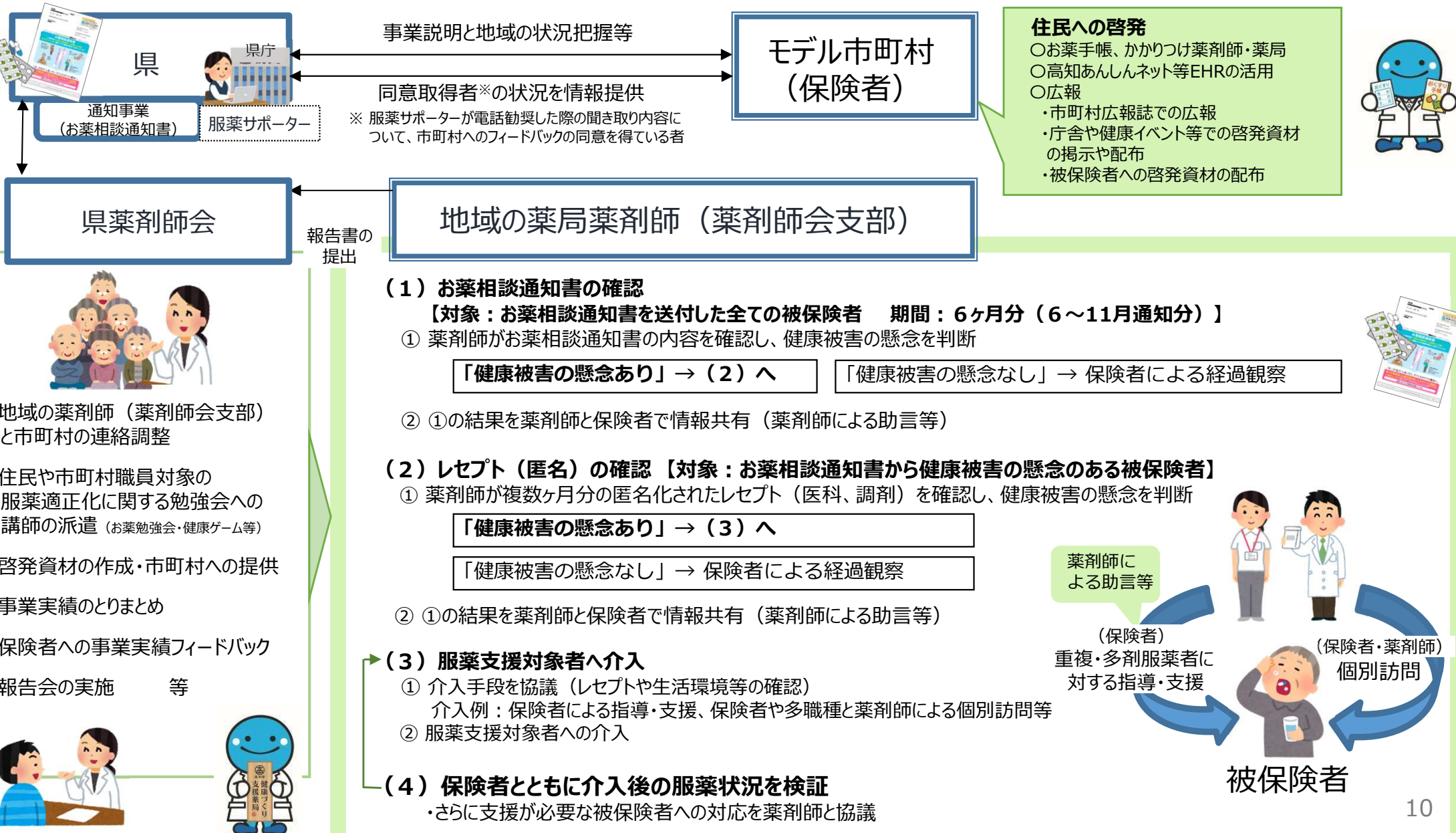
- ・電話番号がわからないため、服薬サポーターからの電話による勧奨ができない
- ・服薬サポーターからの電話による勧奨があっても、薬局に相談していない

など、1stステージの個別勧奨では全ての患者さんにアプローチできていない

薬局に来局できない患者さん等に対するアプローチが必要

2ndステージ 「市町村（保険者）と連携した服薬指導事業」へ

【目的】 重複・多剤服薬による健康被害が懸念される被保険者の服薬情報を薬剤師が確認。保険者等と連携して生活環境に合った服薬支援を検討・実施することで、適正な薬物治療を確保しながら患者QOLの向上と医療費適正化を図る。



【目的】

重複・多剤服薬による健康被害が懸念される被保険者の服薬情報を薬剤師が確認。

保険者等と連携して生活環境に合った服薬支援を検討・実施すること
で、適正な薬物治療を確保しながら患者QOLの向上と医療費適正化を図る。

【事業内容】**（１）お薬相談通知書の確認****【対象：お薬相談通知書を送付した全ての被保険者 期間：６ヶ月分程度】**

- ① 薬剤師がお薬相談通知書の内容を確認し、健康被害の懸念を判断

「健康被害の懸念あり」 → （２）へ

「健康被害の懸念なし」 → 保険者による経過観察

- ② ①の結果を薬剤師と保険者で情報共有（薬剤師による助言等）

（２）レセプト（匿名）の確認**【対象：お薬相談通知書から健康被害の懸念のある被保険者】**

- ① 薬剤師が複数ヶ月分の匿名化されたレセプト（医科、調剤）を確認し、健康被害の懸念を判断

「健康被害の懸念あり」 → （３）へ

「健康被害の懸念なし」 → 保険者による経過観察

- ② ①の結果を薬剤師と保険者で情報共有（薬剤師による助言等）

(3) 服薬支援対象者へ介入

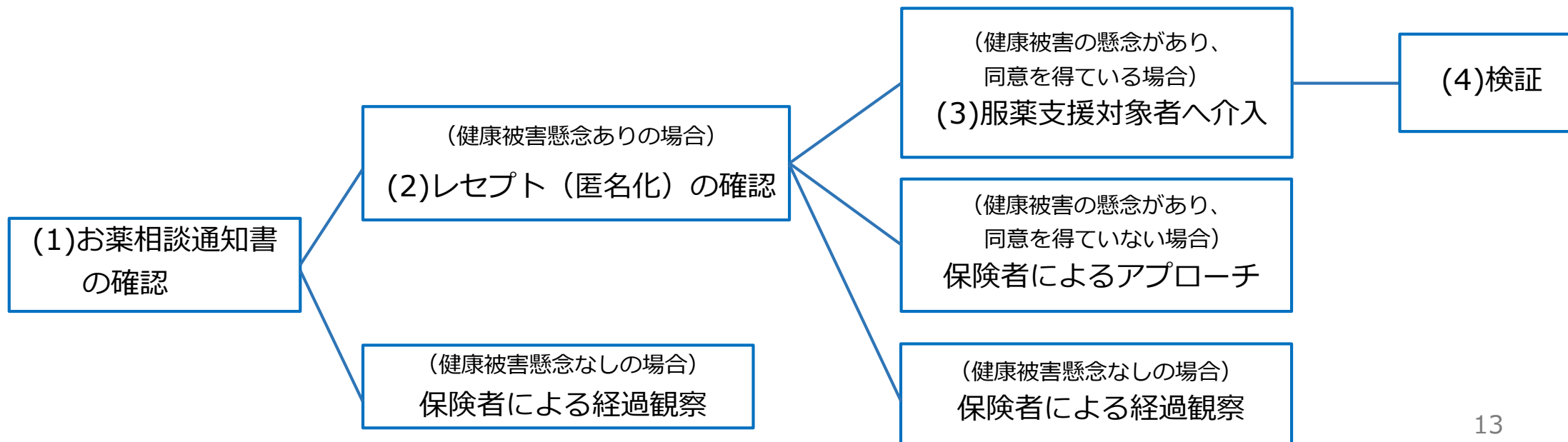
- ① 健康被害の懸念がある者のレセプトや生活環境等の確認により、介入手段を協議

介入例：保険者による指導・支援、保険者や多職種と薬剤師による個別訪問等

- ② 服薬支援対象者への介入（支援の実施）

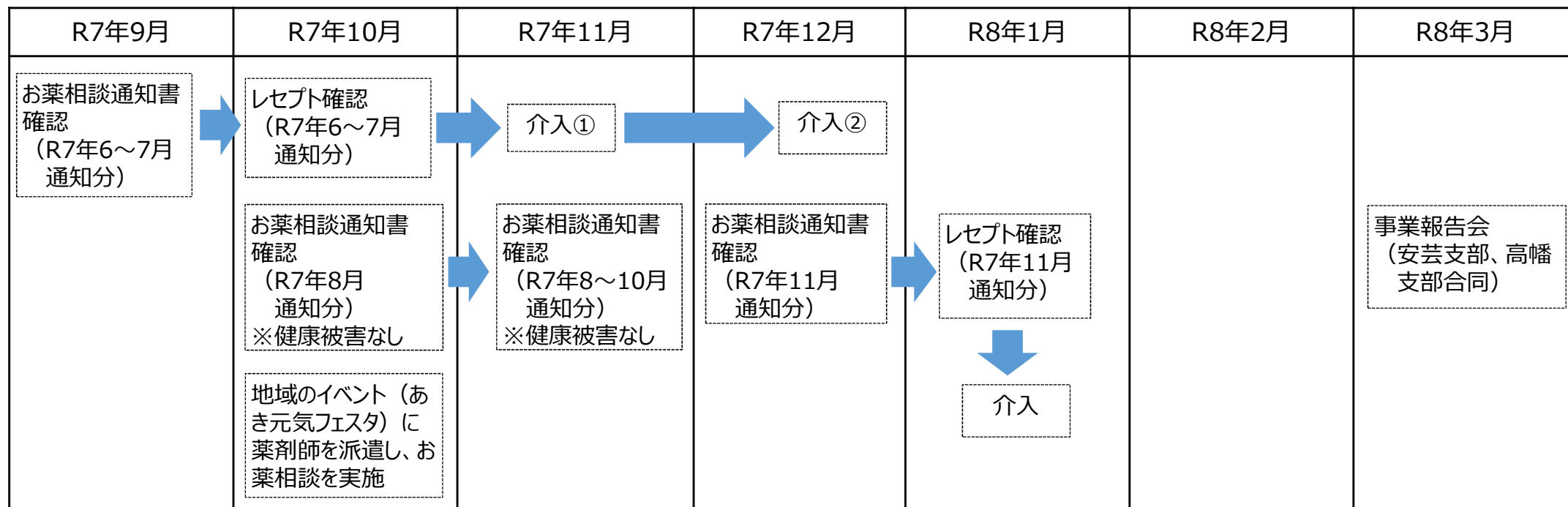
(4) 保険者とともに介入後の服薬状況を検証

- ・ 保険者がレセプト等から介入後の服薬状況を検証し、さらに支援が必要な被保険者への対応を薬剤師と協議



参考：R7年度 モデル市町村（安芸市、中土佐町）における取り組み結果

○スケジュール（安芸市の場合）



○お薬相談通知書の確認件数等

	①お薬相談通知書による 通知	②レセプト（匿名） 確認人数	③服薬支援対象者への 介入
安芸市	142人	5人	2人
中土佐町	63人	2人	0人

○その他

お薬相談通知書の確認やレセプト確認のほかに、地域住民への啓発として、広報誌への記事掲載や健康まつり等の地域のイベントに薬剤師を派遣し、お薬に関する相談対応を実施

■令和8年度の取組

(1) 3段階の個別勧奨の継続実施

- ・ 保険者からお薬相談通知書（個別通知）を送付【国民健康保険】
- ・ 服薬サポーターから電話連絡により薬局での相談を勧奨【国民健康保険】
- ・ 高知家健康づくり支援薬局等の薬剤師による服薬指導
→ 来局された方への啓発（お薬相談通知書を持参された方への服薬支援、お薬手帳の1冊化にかかる啓発等）にご協力いただきますようお願いします。

(2) 「医薬品の適正使用等の推進事業」評価に関するアンケート

- ・お薬相談通知書やジェネリック医薬品差額通知を持参して来局された方の人数等について、アンケートを実施しております。
薬務衛生課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/iyakuhin-tekiseishiyou/>）から回答様式をダウンロードし、当月分の結果を翌月7日までにご提出いただきますようお願いします。

(3) 市町村と連携した服薬指導事業の継続実施

- ・安芸市、中土佐町のほかに1市町村で実施予定（計3市町村で実施予定）
→ 実施市町村決定後に該当する支部での事業説明会を開催しますので、ご参加いただきますようお願いします。

■スケジュール（市町村と連携した服薬指導事業）

- ・ 7～8月頃：事業説明会の開催
- ・ 8月～12月頃：事業実施（お薬相談通知書・レセプト確認、服薬支援対象者への介入）
- ・ 1月頃：事業報告会の開催